

震災復興における災害公営住宅の整備と課題 (3)

——福島県内の原発避難者向け災害公営住宅の建設を事例に——

尚絅学院大学 高木竜輔

1. 目的

2011年に発生した東日本大震災によって、福島県内においては地震・津波により多くの人が住宅を失うだけでなく、福島第一原発事故によっても多くの住民が避難を余儀なくされた。被災者の住宅再建に関し、自力再建が困難な人に向けて災害公営住宅が整備されてきたが、福島県内では地震・津波の被災者向けは市町村が、原発避難者向けは県が整備してきた。すでに前者が2807戸、後者が4890戸建設されている。

原発避難者向けの災害公営住宅は福島県内の各地に建設されているが、津波被災者の公営住宅と異なるのは、住民票のない避難先の公営住宅に被災者が入居していることである。そこにおいては、入居者の支援をめぐる多くの課題が生じることになる。そのため本報告では、原発避難者向けの災害公営住宅について、その整備の特徴とその後の被災者支援における課題について明らかにする。

2. 方法

本報告では、2017年から2018年にかけて報告者ならびに研究チーム（吉野・内田・高木）が実施した関係機関への聞き取り調査のデータを用いる。聞き取り対象者は、福島県庁、社会福祉協議会（県、避難元、避難先）、支援団体などである。主な聞き取り項目としては、災害公営住宅の入居者への支援態勢やその内容、他の機関との連携体制、支援における課題、などである。

3. 結果

福島県における原発避難者向けの災害公営住宅の建設に際しては、「仮の町」を希求する議論を踏まえて、コミュニティ維持に向けた取り組みが重視されている。たとえば、通常の公営住宅には設置されない診療所やサポートセンターの併設、避難元のお祭りの神輿を格納する倉庫などが整備された。とはいえ、そのような施設が十分に機能しているかという点、必ずしもそう言えないところがある。

またハード整備に加えて、ソフト事業として地元NPOへの事業委託を通じたコミュニティ形成支援が行われている。他方で、社会福祉協議会を中心とした見守り活動が行われており、ここにおいて地元NPOと社協との役割分担が未確定で問題が生じることもあった。そのため現在では関係者による協議会を設定し、意見交換を行っている。

4. 結論

原発事故による避難指示の設定が帰還困難区域を除いてほぼ解除され、多くの住民が帰還しようと思えば帰還できるようになっている。しかし避難元の生活基盤が不十分であるなどの理由から多くの住民はまだ帰還しておらず、そのため災害公営住宅の果たす役割は大きい。とはいえ原発避難者向け災害公営住宅には空き住戸が出始めており、その維持に向けた課題も出始めている。住宅のなかには、コミュニティ形成が構造的に困難なところも出始めていると思われる。他方で、行政機能や社会福祉協議会も機能を元の自治体に戻しつつある。そのなかで災害公営住宅入居者への支援態勢をどこまで維持できるのか。地元NPOに事業委託しているコミュニティ形成支援の委託期間の問題と併せて、当日の報告では原発避難者向けの災害公営住宅が抱える課題について検討したい。

付記：本研究はJSPS 科研費（基盤研究(B)17H02594（研究代表：吉野英岐））の研究成果の一部である。